

令和2年度埼玉県中小企業等外国出願支援事業〈国補助事業〉補助金 公募要項

1. 趣旨

この事業は、優れた技術等を有し、かつ、それらを外国において広く活用しようとする埼玉県内中小企業者等の特許等の外国出願を支援するために、公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下、「公社」という。）が予算の範囲内で補助金を交付し、国際競争力の向上及び経営基盤の強化、海外市場への新たな参入や事業展開を図るものです。

2. 適用

この補助金の交付に関しては、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）交付要綱（令和2年3月30日付け20300330特第3号。以下「交付要綱」という。）及び中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）実施要領（令和2年3月31日付け20200330特第5号。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、この公募要項に定めるところによります。

公募要項及び実施要領に定めのない事項や、解釈上疑義が生じる場合については公社と関東経済産業局とが協議等の上決定するものとします。

3. 申請者資格（交付要綱第2条第3項及び実施要領第4条）

埼玉県内に本社または事業所を有し、(1)(2)のいずれにも適合する中小企業者等であることが必要です。

(1) 以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

(ア) 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業

(イ) (ア)で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの）

(ウ) 地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）

※以下の中小企業者（みなし大企業）は除く

・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している

・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が複数の大企業（特定ベンチャーキャピタルは除く）の所有に属している

・役員（取締役）の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている

(2) 実施要領別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項のいずれにも該当しない者

<参考・中小企業支援法第2条に規定する中小企業者>

製造業、建設業、運輸業等 うちゴム製品製造業	資本金3億円以下又は従業員300人以下 資本金3億円以下又は従業員900人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下
サービス業 うちソフトウェア業／情報処理サービス業 うち旅館業	資本金5千万円以下又は従業員100人以下 資本金3億円以下又は従業員300人以下 資本金5千万円以下又は従業員200人以下

4. 対象となる出願（実施要領第4条）

以下の（1）（2）の要件を満たす外国出願です。

- （1） 既に日本国特許庁に行っている出願（国内出願）を基礎として、交付決定後から令和2年12月末日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了する（ア）～（オ）のいずれかの外国出願
 - （ア） パリ条約等に基づき優先権主張をして行う外国出願
（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない）
 - （イ） 国内出願を基礎とした特許協力条約に基づく国際出願（PCT出願）を利用して、各国への国内移行を行う出願
 - （ウ） 日本を指定国に含むいわゆるダイレクトPCT出願であって各国への国内移行を行う出願
 - （エ） ハーグ協定に基づく外国特許庁への国際意匠出願（ハーグ出願）
 - （オ） マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（マドプロ出願）
- （2） 外国出願の基礎とする国内出願と、予定している外国出願の出願人名義が、同一の申請者である出願

【留意事項】

- ・日本国特許庁に出願していないものは、原則対象となりません（一部のハーグ出願を除く）。
- ・交付決定前に行った外国出願は対象となりません。
- ・公社とジェトロ等における同一案件の併願（重複）申請はできません。なお、公社で不採択となった案件についてはジェトロの受付期間内に再応募することが可能です。

5. 申請条件（実施要領第4条）

以下の（1）～（3）の条件を満たすことが必要です。

- （1） 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任代理人）の協力を得られる、又は現地代理人に直接依頼／代理人に依頼せずに自ら出願する場合には自らの責任で同等の書類を提出できること
- （2） 事業完了後5年間の状況調査（査定状況報告、フォローアップ調査、ヒアリング等）に積極的に協力すること

- (3) 審査請求が必要な国については各国特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行い、中間応答の必要が生じたものについて応答すること（やむを得ない理由により中間応答せずに拒絶査定に至った場合には、その理由を事情説明書等で報告すること）

6. 補助率・上限額、助成対象経費（実施要領第4条、第5条）

- (1) 補助率は 助成対象経費の1/2以内 です。
- (2) 上限額は以下のとおりです。

1 企業に対する補助金の総額	300万円
1 案件に対する補助金の総額	特許出願 150万円 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願（冒認対策を除く） 60万円 冒認対策商標 30万円

【留意事項】

- ・複数の外国出願を補助対象とすることも可能です。
 - ※1 案件の数え方
基礎出願Aを米国・欧州・中国の3か国に出願…1案件
基礎出願Bを米国に出願、基礎出願Cを中国に出願…2案件
 - ・複数案件を申請する場合、案件ごとに申請書を作成する必要があります。
 - ・他の事業者と共同で外国出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（申請者が負担した額の範囲内）を助成対象経費とします。
 - ・上限額はジェトロ等他機関で実施する当事業の補助額との合算となります。
 - ・当事業の補助金と各種補助制度等による補助金が重複することによって、補助金の合計金額が助成対象経費を上回ることはできません。
- (3) 交付決定後から令和2年12月末日までに発生し、実績報告書の提出期日 ※までに支払いを行った 以下の経費が助成対象経費となります。

外国特許庁への出願費用（庁費）	・外国特許庁への出願に要する経費 ・外国特許庁へ出願料と同時に支払う費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金等）
国内代理人費用	・外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 ・振込手数料・送金手数料 ・出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請書費用、委任状作成費用等）
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

※事業完了後30日以内または令和3年1月末日のいずれか早い日まで

【留意事項】

以下のような経費は助成対象外となります。

- ・先行技術調査に係る費用
- ・本補助金の申請書作成に係る代理人費用
- ・交付決定日以前に発生した費用（交付決定前に行った代理人への依頼に基づく経費等）
- ・外国特許庁へ出願後、追加的に外国特許庁に支払った費用（後日行った審査請求に係る費用、出願に不備があった場合の補正費用等）
- ・仲介手数料、第三国への代理人へ支払った費用
- ・日本国特許庁への出願に要する経費（PCT出願に要する国際出願手数料、マドプロ出願に要する本国官庁手数料、優先権証明書の発行費用等）
- ・PCT出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料、調査手数料、送付手数料、予備審査手数料等）
- ・国内消費税、海外での付加価値税（VAT）等

※出願費用の減免などの制度が利用できる場合には、積極的に利用してください。

7. 申請手続

申請に係る手続きは以下のとおりです。

(1) 公募期間

令和2年5月14日（木）～6月19日（金）【必着】

(2) 申請・問い合わせ先

公益財団法人埼玉県産業振興公社

新産業振興部 産学・知財支援グループ 高橋、関根 宛

〒338-0001

さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階

電話：048-621-7050

Eメール：chizai@saitama-j.or.jp

(3) 提出書類の入手方法

上記Eメールアドレスに次の事項を記入して送信してください。

（折り返しメールにて申請書類一式（添付ファイル）をお送りします。）

件名：令和2年度外国出願補助金申請書類希望

<記入事項>

- ① 企業名
- ② 担当者（部署名、氏名）
- ③ 住所
- ④ 電話番号
- ⑤ 外国出願の種類（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）

(4) 提出方法

公募期間内に、以下のA、B双方の処理を完了してください。

A. 公募期間内に(5)の提出書類を、正本1部、副本(正本の写し)1部の計2部、郵送にてご提出ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、持参による提出はご遠慮願います。

【留意事項】

- ・提出書類は採択・不採択にかかわらず返却しません。
- ・様式1-1/1-2は原本(片面印刷)、それ以外は写し(両面可)を提出してください。
- ・審査資料作成のためコピーを行います。ホチキス、インデックス(のり付けされるもの)等、コピーに支障が出るものは使用しないでください。
- ・1部ごとにクリップ留めしてください。

B. 申請書(様式1-1/様式1-2)のwordデータ、及びその他書類の電子データを添付したEメールを(2)のアドレスに送信してください。

件名：令和2年度外国出願補助金申請書提出

(5) 提出書類

以下①②の書類を提出してください。

① 申請書

- ・様式第1-1(冒認対策商標の場合は様式第1-2)
- ・別紙「暴力団排除に関する誓約事項」
- ・様式第1-1の別紙 協力承諾書(冒認対策商標の場合は様式第1-2の別紙第1)^(注1)
- ・様式第1-1の別添 役員等名簿(冒認対策商標の場合は様式第1-2の別添)

② 添付書類

資料No	添付書類	法人	個人事業者	事業協同組合	商工会、商工会議所	NPO法人
1	登記簿謄本(最新情報記載のもの)の写し	○			○	○
	住民票(マイナンバーの記載がないもの)の写し		○			
	定款			○		
2 <small>(注2)</small>	事業概要	○				
	事業者の概要		○			
	組合員名簿			○		
3 <small>(注3)</small>	役員等名簿(別添)	○	○	○	○	○
4 <small>(注4)</small>	直近2期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書等)の写し	○		○	○	○

	直近2期分の確定申告書の控え等		○			
5 (注5)	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類	○	○	○	○	○
6 (注6)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等	○	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）	○	○	○	○	○
8 (注7)	先行技術調査等の結果	○	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○	○
10	出願（予定）国における事業展開計画及び出願する技術・創作等を活かした製品等の参考資料又はこれらを含む事業計画書の写し（冒認対策商標以外の場合） 出願する商標を使用する製品等の参考資料（冒認対策商標の場合）	○	○	○	○	○

(注1) 国内代理人に依頼しない場合は、様式1-1の「15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）」欄に「選任弁理士に依頼する場合と同等の書類を自らの責任で補助事業者あてに提出できる」旨の記載（宣誓）をもって、別紙の提出は不要

(注2) 事業概要が明記されているパンフレット（会社案内等）で代用可能

(注3) 別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載

(注4) 創業1年以上2年未満の場合：1期分の決算書に加え、預金残高証明（直近及び3か月前の2通）を併せて提出

創業1年未満の場合：決算書に代えて、法人設立届出書／開業届、預金残高証明書（直近及び3か月前の2通）、事業計画書、収支計画書を提出

(注5) 出願日・出願番号・出願内容が確認できる書類（登録済みの場合には登録証）

基礎出願が優先権主張を伴う場合には、優先権主張の基礎となる出願の出願書類

(注6) 見積書発行業者の押印済のもの

- ・国毎、項目毎（外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）に分けて金額を明記
- ・翻訳受注者を明記
- ・現地代理人の事業所名及び所在国を明記

(注7) 選考時に適正な評価を受けられる調査報告書を提出

- ・調査結果のみならず、調査種類（データベース名）、調査対象範囲（調査対象期間・検索式・抽出件数）、調査実施者（調査経験年数）等を明記

- ・ P C T出願に関する国際調査報告書（ I S R）がある場合には、 I S Rの提出による代用が可能
- ・ 基礎がすでに特許査定となっている場合は特許査定通知等の写しによる代用が可能
- ・ 調査結果により外国での登録が困難と判断される場合（ P C T出願の I S Rで国際調査機関より「 X」「 Y」等の結果が出た場合等）は対応策について記載された書面、及びその対応策での登録可能性を説明する資料（追加の調査結果等）を添付
- ・ 商標や意匠の場合、出願予定国に関する先行登録調査結果（国際機関や出願予定国等における無料データベースを用いた検索結果）を提出

<参考：無料検索サイトの例>

- ・ J-PlatPat（特許情報プラットフォーム） <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
- ・ TMview（先行登録調査） <https://www.tmdn.org/tmview/welcome>
- ・ ASEAN-TMview <http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>
- ・ 世界知的所有権機関（ W I P O） Global Brand Database
<https://www.wipo.int/reference/en/branddb/>
- ・ 米国特許商標庁（ U S P T O）の商標検索サイト
<https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/search-trademark-database>
- ・ 中国国家工商行政管理総局商標局（ S A I C）の中国商標網
<http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/txnT01.do>

8. 選考

公社が設置する審査委員会にて選考します。

<選考基準>

- ①外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること
- ②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に当該権利を活用した事業展開を計画している又は商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等であること
- ③先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること
- ④産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画、権利取得後の権利維持や事業展開等に必要な経営基盤を有していること
- ⑤当該補助金の交付を受けた中小企業等においては、実施要領第 2 1 条の規定による査定状況等の報告を公社が確認できること。

※なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには、一切応じられませんので、予めご了承ください。

9. 交付決定時・交付決定後の留意事項

- ・審査委員会での選考結果や予算上の都合等により、申請額から減額して交付決定する場合があります。
- ・助成対象経費及び補助金額は、千円未満の端数は切り捨て処理をして交付決定します。
- ・交付決定されたことを代理人へ必ず周知し、それ以降に外国出願手続きを進めてください。
- ・事業途中で中止や廃止、外国出願自体の取下げ・放棄等は、特段の事情がない限り認められません。やむを得ない事情により、万が一事業を中止・廃止、外国出願自体の取下げ・放棄等する場合には、あらかじめ様式第3による計画変更（等）承認申請書を提出し、公社の承認を得る必要があります。
- ・交付決定後、申請した事業内容を変更することは原則として認められません。やむを得ず変更が生じる場合（出願国の変更、出願内容の補正等）には、あらかじめ様式第3による計画変更（等）承認申請書を提出し、公社の承認を得る必要があります。
- ・事業完了後、実績報告書及び外国出願の詳細がわかる書類や経費の支出根拠となる書類等を提出していただきます。公社は提出された書類に基づき交付すべき補助金の額を確定し、中小企業者等に通知します。補助の対象外費用が含まれていた場合や経費の支出根拠となる書類等に不備が認められた場合、補助額の全額又は一部が対象外となります。そのため、交付決定した補助額について、全額を支払うことを保証するものではありません。
- ・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後から5年間保存していただきます。
- ・補助対象の外国出願について外国特許庁からの査定が出た際には、中小企業者等から公社に対し査定状況報告書（様式第9）を提出していただきます。また、補助が行われた全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の状況を5末日までに当該報告書を公社に提出していただきます。
- ・補助金の交付を受ける中小企業者等については、その名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額について公表させていただきます。

10. 申請から支払いまで

<本補助事業の流れ（イメージ）>

（※国内弁理士等国内代理人に外国出願を依頼する場合には、国内代理人と中小企業者等との間で協力承諾書の提出をもって、協力関係を構築）

- ① 中小企業者等から公社へ申請（令和2年5月14日～6月19日まで）
- ② 審査会での審査を経て、採択された場合は、公社から中小企業者等へ交付決定の通知（令和2年7月下旬頃予定）
- ③ 中小企業者等から国内代理人へ外国出願を依頼
- ④ 国内代理人から現地代理人へ外国出願を依頼し、出願（令和2年12月末日まで）

- ⑤ 現地代理人から国内代理人へ出願費用を請求
- ⑥ 国内代理人から現地代理人へ出願費用を支払い
- ⑦ 国内代理人から中小企業者等へ出願費用を請求
- ⑧ 中小企業者等から国内代理人へ出願費用を支払い
- ⑨ 中小企業者等から公社へ実績報告書を提出
(事業完了後30日以内または令和3年1月末日のいずれか早い日まで)
- ⑩ 実績報告書に基づき、公社が補助額・補助対象経費を確定し、中小企業者等に通知
- ⑪ 中小企業者等から公社に対し、確定額が記載された精算払請求書を提出
- ⑫ 公社から中小企業者等に対して補助金の支払い (令和3年3月末日まで)

